

7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月21日（火）午前10時～10時32分
2. 開催場所 宇部市福祉ふれあいセンター 3階 第3講座室
（宇部市琴芝町二丁目4番25号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、縄田 加奈江、河崎 貫一郎、大草 知子、
村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、壹岐 浩二、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
岡田 保子
・・・（15人）
4. 欠席委員 江本 政彦、正司 浩幸、阿部 利男・・・（3人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について
第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について
報告第3号 農地所有適格法人報告書について
報告第4号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
報告第5号 地域計画の変更について
6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、7月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。
欠席は3名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項27件及び報告事項6件となります。
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
厚東地区の河村委員、二俣瀬地区の原野委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案、13番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、本件に関連して議案第3号の38番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区は問題ありません。
それでは採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、13番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの厚南地区の議案、14番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、14番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの二俣瀬地区の議案、15番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

原野委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。二俣瀬地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、15番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの楠地区の議案、16番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【楠地区よろしいですか】

壹岐委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、16番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの東岐波地区の議案、2番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区は問題ありません。

議 長： それでは採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、2番は、許可します。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから16ページまでの東岐波地区の議案、36番から38番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、36番、37番の転用目的が太陽光発電施設となっていますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。38番は、先に説明しました議案第1号の13番に関連するものです。以上です。

議長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

議長： 東岐波地区は問題ございません。

縄田委員： 今大草先生とも話したんですけれど、これ田んぼの真ん中。37番ですね。地権者12人ポスティング。2名は郵送。両側の人の了解はありますか。

議長： OKをもらっています。当該地は、耕作されていないんですよ。

縄田委員： ああそういう事なんですね。耕作されているものと思っていました。わかりました。ありがとうございました。

議長： 他にございませんでしょうか。では採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、36番から38番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は17ページ、19ページの西岐波地区の議案、39番、40番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、39番、40番は、許可します。

事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページ、23ページの旧市地区の議案、41番、42番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、41番、42番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページの楠地区の議案、43番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。訂正表にありますとおり、所在地の説明に訂正があります。本件について、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、転用目的が太陽光発電施設となっていますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。本件に関連して議案第4号の27番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【楠地区よろしいですか】

壹岐委員： はい。

議長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、43番は、許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから52ページの議案、15番から27番までの13件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、スクリーンに映しています現況写真をご覧ください。

さい。なお、訂正表にありますとおり、19番の申請地の現況および24番の付近見取り図に訂正があります。

15番、大字東岐波です。宅地として利用され、現在に至っています。

16番、大字西岐波です。耕作放棄され雑木が生い茂り、現在に至っています。

17番、大字西岐波です。宅地として利用され、現在に至っています。

18番、大字西岐波です。約30年前より耕作放棄され、現在に至っています。

19番、大字西岐波です。5917-1は一部が法面および道路となり、5918は5917-1の道路が一部崩壊し通行困難となり耕作放棄され、現在に至っています。5997-1および5998-1は、耕作放棄され荒廃し、現在に至っています。6013-1は耕作放棄され、現在に至っています。

20番、床波一丁目です。家屋を建築し、現在に至っています。

21番、野中五丁目です。居宅建築時には宅地の状態となっており、現在に至っています。

22番、亀浦二丁目です。公衆用道路の一部となり、現在に至っています。

23番、大字東須恵です。土地開発に伴い雑草が繁茂し農機具が搬入できなくなり、耕作放棄され、現在に至っています。

24番、大字際波です。耕作放棄され、宅地への進入路や庭として利用され、現在に至っています。

25番、大字善和です。耕作放棄され、現在に至っています。

26番、大字山中です。耕作放棄され、現在に至っています。

27番、大字船木です。隣接地と一体的に居宅および物置の敷地として利用され、現在に至っています。なお、27番は、先に説明しました議案第3号の43番に関連するものです。

以上です。

議 長： **なかなか大変ですね。**
本件について、質問、意見等ありますか。

大草委員： はい。今の案件の中に2、3件、公衆用道路になった旨の説明がありました
が、「道路」になる時ってというのは、多分土木課とか市とか市町のお役所が、
「道路にするね。」と説明をして、「待ってくれ。そこは農地です。」という事
で、気付かれないんですかね。市の方からの指摘とかはないんですかね。

議 長： **間違えているんです。**

大草委員： 誰がですか。

議 長： **市です。**

大草委員： 市ですか。

議 長： それはあるんですが、要は皆が通っていますから。「まあええわ。」という事
で。私の地区だけではないと思いますが、擁壁をついたり何かをする時には、境
界から約1尺程下がって設置するっていうのが昔ながらの田舎の者の考え方なん
ですよ。で、その1尺分程下がった分が、要は道路敷地として残るわけです。だ
から、そのまま農地として残る可能性がある。ですから宅地として家を建てた所
の分の要は擁壁の内側から測量すると、1尺下がった所の敷地が農地として残る
可能性がある。登記される場合は、まあ時として登記をやり間違える。実際私の
土地でもあります。道路の用地買収を受けて、この敷地の中に半分程、道路用地

買収を受けた。登記する時に、本来ならば、こっち側から半分を登記しないといけないものを、残っていた私の山林に道路を登記してしまった。これもまあ、かれこれ30年前。だから「どうなっているのか。」と、登記をやり替えてもらいました。分間図を見に行ったらね、「違うわいや。」と。

だからちょっと、疑問に思われた方は、やっぱり法務局に行って分間図を取られた方が良くないかなと思われそうです。それともう一つ、その道路が1本あって、「道路を整備させていただきたい。」と市の方から要望があったから、OKしたんですよ。なら、約15cm、私の方の敷地に入って道路が造られていました。で、夜中に市の道路課の職員が来られて、「すみませんが堪えてください。」と。だから言うたら悪いけど、100%あっているかというのはちょっと疑問。だからこういう風な形で一部残ってくるんです。

やはり土地をどうのこうのする方が、要は先代から次の代に移る時に、きちんと申し送りが出来ないという事になる。多分、議案の畑。想像ですよ。畑だったと思う。今の申請の所は。で丁度1尺位の下がった状態で擁壁をついている。だから、「うちの土地は本当はここだぞ」と。擁壁をつくるとき1尺下がって擁壁をついているからと。

まあ、いろいろ書類の手続上でそういう事が起こる状況があります。まあ、ヒューマンエラーというのもありますけど。こういうのは大体分かります。

特に今の状況でも、確認申請があまり厳しくない状況の時には、近所の大工さんに建ててもらおうという事等、確認申請もない時代もありましたので。

非農地の場合、いろいろあります。
よろしゅうございますね。

大草委員： はい。

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は53ページから57ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。訂正表にありますとおり、依頼文に訂正があります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【厚南】、【厚東】の委員さん、よろしいでしょうか。

縄田委員： 問題ありません。

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は6件です。
報告第1号の1番、議案書は59ページです。厚南地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
報告第1号の2番、議案書は61ページです。小野地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
報告第2号、議案書は63ページです。農地法施行規則第29条に該当する転用についての届出です。農地のうち、10.64㎡に農作業小屋を建設するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。
報告第3号、議案書は65ページ、66ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
報告第4号、議案書は67ページです。市内に事業所を有する一般法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。
報告第5号、議案書は68ページから80ページまでです。令和6年度に作成した地域計画について、令和7年度に見直しされました。
令和7年度は船木、万倉、吉部地区の地域計画について、令和8年3月12日に地域の担い手や地区の農業委員・最適化推進委員等関係者により協議を行い、新規参入した2法人を担い手に位置付けるなどの地域計画としています。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、7月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:32)